

第53事業年度 事業及び会務の報告

2018年7月24日開催の第52回定期総会において承認された第53事業年度事業計画では、以下を基本方針とした。

「日本公認会計士協会は、情報の信頼性確保を担うとともに、健全な組織ガバナンスに寄与する公認会計士の職業専門家団体として、公認会計士の資質の維持・向上、業務に関する自主規制機能の発揮、社会的な制度の在り方に対する提言を通じて、経済社会の発展に寄与していきます。

また、当協会は、透明性ある事業運営を進め、その結果を積極的に発信することにより、社会に対して一層説明責任を果たしていくための取組を進めます。加えて、持続可能で国際的かつ多様性のある社会の実現へ向けた取組に対しても、職業専門家団体としての社会的責任を果たしていきます。

第53事業年度においては、創設70年の節目を迎えた経済社会のインフラとしての公認会計士制度をより強固なものとし、また、公認会計士が様々な環境変化に適応して将来にわたって国内外の舞台で主導的な役割を果たしていくための土台を構築することを念頭に、施策に取り組んでいきます。」

この基本方針に基づき、次の4項目を重点施策に掲げ事業活動を展開した。

- 1．資本市場におけるインフラとしての監査に関する諸課題の解決と開示充実への取組
- 2．公認会計士の業務を通じた地域の経済・コミュニティへの貢献、その他会計職業専門家団体としての社会的な課題解決に向けた取組
- 3．会計専門家として幅広く活躍する人材の育成と公認会計士の魅力向上
- 4．公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信と協会活動の組織的・財政的基盤の強化

それぞれの重点施策毎の活動状況は、以下のとおりである。

< 重点施策 >

1 . 資本市場におけるインフラとしての監査に関する諸課題の解決と開示充実への取組

(1) 監査の品質及び透明性向上、監査環境の改善、並びに自主規制機能の充実

監査の品質及び透明性向上、監査環境の改善

財務諸表利用者からの監査業務の透明性向上を求めるニーズの国際的な高まりや、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から検討を進めるべきとの「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を踏まえ、金融庁の企業会計審議会監査部会では、監査プロセスの透明性向上の取組として、「監査上の主要な検討事項」(KAM)を導入するため、2018年7月6日に監査基準の改訂を行った。協会では、KAMの導入に向けて監査部会の議論に参加するとともに、2018年7月20日に会長声明「「監査基準の改訂に関する意見書」の公表を受けて」を発出し、KAMが利用者にとって適切な情報となるように取り組むことや、東証一部上場企業の監査においては2020年3月期決算の監査からの早期適用に向けた検討と適用に向けた準備を開始するよう会員に要請した。

また、監査人による会計監査に関する情報提供のニーズが高まる中で、特に、通常とは異なる監査意見等が表明された場合の情報提供の充実を求める声があり、金融庁は、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を設置した。同懇談会では「会計監査に関する情報提供の充実について 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として 」を2019年1月22日に公表し、協会も同日、監査人としての説明責任の重要性や守秘義務の考え方に関する認識を促す副会長通知を会員に対して発出した。

なお、協会では、守秘義務の考え方の論点を整理し、協会として今後取るべき対応方針の検討を行うため、プロジェクトチームを設置し、検討を行っている。

また、監査品質の向上のためには、監査業務の透明性の向上に加えて、監査事務所の透明性の向上も必要であることから、各監査事務所の積極的な情報開示を促すよう、「監査品質の指標(AQI)に関する研究報告」を公表した。

このほか、協会ではかねてより、会員に対して、十分な監査期間の確保を要請してきたが、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成30年法律第99号)」の公布・施行に伴い、2019年3月期決算に係る期末日後の監査スケジュールが過密になることを踏まえ、

2019年1月16日に「「2016年から2018年における3月決算上場会社の会社法監査報告書日付の分布状況について」の公表及び2019年3月期決算に向けた対応に当たって」を公表し、改めて会員に対して期末監査スケジュールに関する適切な対応を要請した。

自主規制機能の充実・強化

協会は、自主規制団体として、公認会計士監査の信頼向上に努めることはもちろん、公認会計士監査に対する社会の期待や要請に応えるため、自主規制による会員への規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実に必要な施策を講じていくことを重要な課題と位置付けており、自主規制の中核を成す機能の充実・強化を図るため、品質管理レビューや個別事案審査の迅速化、透明性の向上及び両制度に係るモニタリング機能の充実など、自主規制全体の組織体制の在り方を検討した。検討の結果、品質管理レビューにおける通常レビューの頻度の柔軟化や特別レビューの実効化のための要件緩和、監査業務審査会と規律調査会の調査機能の一元化や調査事案概要の会長判断による一般公表の実施、品質管理レビュー制度と個別事案審査制度にある不服審査機能の一元化やモニタリング機関の新たな設置を行うため、本定期総会において会則・規則の一部変更案を上程している（第4・6号議案）。

(2) テクノロジーの進化を見据えた将来的な監査の在り方の検討

協会では、最近のIT技術の進化を考慮して、次世代の監査の在り方を展望するとともに、それを現実のものとするに当たって想定される諸問題を取りまとめ、研究報告「次世代の監査への展望と課題」として公表した。

また、当業界のITの活用状況等について社会の理解可能性向上のため、監査業務実施上のIT活用事例をまとめたパンフレットの改訂を行った他、「公認会計士業務とAI」の特設ページを設け、公認会計士の仕事とAIについての解説動画を公表した。

(3) 公正で合理的な情報開示の在り方と建設的対話の促進

資本市場における情報開示の充実に向けて、官民を挙げて様々な取組が行われている中で、協会においても、「記述情報の開示に関する原則(案)」に対するコメントや、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に関する関係省庁等による施策も踏まえて、会員に対して、一体的開示に向けた会社とのコミュニケーションを要請する等、積極的に取り組んだ。

また、会計監査人の異動理由は、金融商品取引法に基づく臨時報告書や証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示により開示されている

が、その内容が株主等への十分な情報提供になっていないとの意見があること等を受け、協会では、当該理由の開示充実に向けて、上場会社監査事務所部会制度において具体的な異動理由の適時把握を行っている。今年度からはそれらを集計したものを品質管理委員会年次報告書において公表することとした。

2. 公認会計士の業務を通じた地域の経済・コミュニティへの貢献、その他会計職業専門家団体としての社会的な課題解決に向けた取組

(1) 社会福祉法人、医療法人等に対する監査の品質の維持・向上

2017年4月から一定規模以上の社会福祉法人や医療法人等に対する公認会計士監査が順次導入されており、また、2019年10月からは一定規模以上の農業協同組合等について公認会計士監査に移行される。

協会では、円滑な法定監査導入及びその定着に向け、関係省庁等と協議を重ねるとともに、実務指針や研究報告等の整備、法定監査導入初年度の監査の実施状況を踏まえた研修を行った。

また、社会福祉法人や医療法人の分野においては、公会計協議会（社会保障部会）や地域会等と連携しながら継続的に会員支援を進めている。

その他、厚生労働省は、法定監査や任意監査を受けた社会福祉法人、今後法定監査の対象となる社会福祉法人に対する調査を実施しており、協会では関与会員への協力要請とともに、これらの調査事業に対して協力を行った。

(2) 社会のニーズに応じて公認会計士としての特色を発揮して行う、税務、中小企業支援等の業務の充実

会員に対して税務に関する資質向上及び税理士法等の理解促進を目的とした研修の実施や租税相談室における相談サービスの充実を行ったほか、今後公認会計士が税務の分野で社会に貢献し、税の専門家として社会的なプレゼンスを高めるため、協会の中長期的な租税施策を見直しについて、会員向けアンケート調査及び地域会会員との意見交換の結果を踏まえ、プロジェクトチームにおいて検討を行っている。

また、中小企業支援においては、中小企業経営及び中小企業支援に携わる関係者が活用できるツールを集め、紹介することを目的としたポータルサイトとして「中小企業支援ツールガイド」を開設した。コンテンツのさらなる充実を図るべく検討を進めている。

このほか、2019年2月にIFACの中小事務所委員会が東京にて開催された機を捉え、関係者を招いて中小事務所フォーラムを開催し、我が国における中小事務所の取組や状況の理解促進に努めた。

(3) 社会の会計リテラシー向上の推進

協会は、会計専門家の団体として、社会のインフラである会計の普及に貢献していく必要があるとの認識の下、会計基礎教育推進の取組を実施しており、有識者の協力を得て、「会計基礎教育に関する実態等の調査報告書」を作成・公表した。また、中学校の教育課程において「会計」を取り上げられる可能性があり、現場の教員への周知・理解促進のための教材の作成が求められていること等から、会計基礎教育推進会議に「会計リテラシー・マップ・教材研究会」を設置した。

3. 会計専門家として幅広く活躍する人材の育成と公認会計士の魅力向上

(1) 社外役員、組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質の維持・向上

公認会計士社外役員、組織内会計士等の資質の維持・向上

経済活動の複雑化・国際化が進むに従い、企業等で活躍する公認会計士社外役員や組織内会計士は年々増加している。協会においては、活動領域の拡充、及び人材の流動化の促進を目的として、それぞれネットワークを設けており、2019年3月末時点の登録者数は、公認会計士社外役員ネットワークが1,381名、組織内会計士ネットワークが2,243名となっている。また、社外役員・組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質維持・向上のため、研修会やネットワーキング活動を行っている。公認会計士社外役員ネットワークにおいては、公認会計士社外役員ネットワーク特別セミナー「ガバナンス改革は形式から実質へ 企業価値向上に資する独立社外役員の役割」を開催した。

また、公認会計士が企業でより活用されるため、PR用パンフレット「企業内における公認会計士活用のご提案」を作成した。

このほか、国際的な動向を踏まえた国内の施策を実施していくため、組織内会計士の価値向上等を目的にIFACに設置されている、企業内職業会計士委員会（PAIB Committee）にオブザーバーの派遣を行った。

組織内会計士に係る倫理規則の改正等

2016年7月に国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程において「違法行為への対応」に関する規定が新設され、協会では「倫理規則」の見直しを行った。このため、昨年度の会計事務所等所属の会員に係る規定の改正に続き、今年度は企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに気づいた場合には「違法行為への対応に関する指針」に従い対応する旨等を定めるため、本定期総会において倫理規則の一部変更案を上程している。（第

7号議案)

(2) 国際的に意見発信を担える人材の育成・輩出と活躍の場の提供

社会のグローバル化の流れが急速に進む中、国際的に意見発信を担える人材の育成は喫緊の課題であり、協会では、国際団体等との連携の強化(国際団体への短期人材派遣等)や基金の活用等により継続的に人材育成に取り組むとともに、グローバル人材のすそ野を広げるため、ウェブサイトやセミナー開催等を通じて、グローバルに活躍することの魅力等を継続的に発信している。

(3) 会計人材の裾野拡大、女性公認会計士としての活躍支援等を通じた公認会計士の魅力向上

女性会計士活躍促進協議会では、多様性を持った公認会計士ひとりひとりが幅広い分野で等しく活躍している社会の実現を目指すに当たり、女性会計士活躍の更なる促進のために、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを設定し、目標達成のための施策を検討している。

また、これに関連して、公認会計士の魅力向上に関する施策として、女子学生向けイベント「10 colors of CPA」、女子高生向けイベント「JK(女性公認会計士)×JK(女子高校生)PARTY 将来の"働き方"を楽しく学ぼう」を開催したほか、各地域会においても女性公認会計士としての活躍支援等に向けたイベントを積極的に開催している。

4. 公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信と協会活動の組織的・財政的基盤の強化

(1) 協会の透明性に係る情報発信とステークホルダーとの対話の充実

協会活動について、社会に向けた透明性向上及び情報発信のため、「Annual Report 2018」を作成・公表するとともに、次年度以降も継続して作成を行っていくため、運営委員会を設置した。この他、品質管理委員会年次報告書をはじめ、品質管理レビュー事例解説集、個別事案審査制度の活動概要等を作成し、外部に公表を行っている。

また、新聞広告、駅のデジタルサイネージ等に広告を掲出するなど、メディアを活用した広報を展開するとともに、記者会見を定期的で開催し、協会の情報発信に努めた。

(2) 創設70周年となる公認会計士制度に関する情報発信

第53事業年度は公認会計士制度70周年を迎える節目の年であったことから、本部・地域会において様々な記念事業を行った。

2018年7月23日には東京国際フォーラムにおいて、公認会計士制度70周年記念式典・記念講演を開催した。記念式典では、70周年記念ムービーや安倍内閣総理大臣からのビデオメッセージの上映、記念講演では、株式会社ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長の柳井 正氏をお迎えし「会計士が世界を変える」をテーマにご講演をいただいた。

また、本部・地域会における記念広告の掲出、70年史の作成、CPEカードのIC化など記念事業を行った。

(3) 活動領域の拡大する公認会計士を支えるための、協会組織の全国的な充実と財政基盤の整備

経済や社会構造の変化、社会からの期待の変化に適応し、事務局の役割を拡充するため、「事務局長」を新たに設けることとし、本定期総会において会則の一部変更案を上程している（第3号議案）。

また、公認会計士に対する社会からの期待・要請を踏まえると、会員の業務を支援する体制の強化は今後も継続する必要がある、これを維持するための財政基盤を確保することが課題である。このため、中長期にわたった持続可能な財政の在り方について検討を行い、公開草案に寄せられた意見を踏まえて、2018年12月に「持続可能な協会財政の在り方に関する提言」として公表した。本提言においては、「財政の現状」「コストの削減策」「収益構造」の三つの論点、具体的には継続的専門研修受講料の無料化、弔慰金制度の廃止、業務会費の料率の一律化、普通会費の値上げ、地域会交付金制度の見直しに係る提言を行った。このうち、普通会費及び業務会費に係る部分については、本定期総会において会則の一部変更案を上程している（第2号議案）。

これに加え、会計監査の信頼性確保を求める社会の要請に適時かつ迅速にこたえていくための会務の機動性向上に向け、総会決議事項である会則・規則の全般的な整理を行い、本定期総会において会則・規則の一部変更案を上程している（第5・6号議案）。

< 持続可能な社会構築への貢献に向けた対応 >

持続可能な社会の実現が国民経済の発展の基盤となることを念頭に、国内における社会的課題やSDGsに掲げられた目標・ターゲットを踏まえて、協会及び公認会計士と社会との関わり方や社会的課題の解決に貢献するための協会の課題及び取組の方向性を検討するため、特別委員会を設置し、様々な有識者との意見交換を交えながら、検討を行っている。

< ガバナンスの状況 >

本事業年度末日現在、役員構成は、関根会長ほか、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名である。なお、理事のうち2名には、山浦久司明治大学大学院教授及び大場昭義日本投資顧問業協会会長が、監事のうち1名には、大塚宗春早稲田大学名誉教授が、それぞれ就任し、有識者の視点から協会会務の執行・監視を担っている。

その他のガバナンスに関連する機関では、会長選出に係る「推薦委員会」において定数16名のうち2名(清水湛弁護士及び伏屋和彦一般社団法人日本内部監査協会会長)、常勤役員の報酬に係る「報酬委員会」において定数5名のうち2名(清水湛弁護士及び吉野貞雄平和不動産(株)顧問)の有識者の参画を得て、運営の透明性確保を図っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として、有識者による会務運営諮問会議を設置している。同会議は、以下の顧問6名で構成されている。

清水 湛 (弁護士 / 株式会社東京証券取引所社外監査役 / 元広島高等裁判所長官)

伏屋 和彦 (一般社団法人日本内部監査協会会長)

島崎 憲明 (野村ホールディングス株式会社社外取締役 / 元国際財務報告基準財団評議員)

永易 克典 (株式会社三菱UFJ銀行特別顧問)

清田 瞭 (株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO)

泉谷 直木 (一般社団法人日本IR協議会会長 / アサヒグループホールディングス株式会社代表取締役会長)

肩書・役職は2019年3月31日現在

以 上